

山本 学先生同行 初夏のスイス撮影8日間 2019年6月8日(土)～15日(土)

● ご旅行代金：578,000 円 (お一人部屋追加代金：68,000 円増)

【★旅行代金に含まれないもの：燃油サーチャージ 21,000 円、関西空港使用料 3,040 円、観光促進税 1,000 円、現地空港税 7,630 円、(2019 年 3 月 10 日現在)】
※燃油サーチャージが変更になる場合もございます。

同行講師：山本 学先生 (写真家)

- 募集人数：15 名 (最少催行人員 8 名)
- 利用予定航空会社：エミレーツ航空
- 利用予定ホテル：行程表をご覧ください。
- 食事条件：朝 5 回・昼 2 回・夕 5 回
- 添乗員：同行いたします



【写真(山本先生撮影)】スイス 3 点 (イメージ)

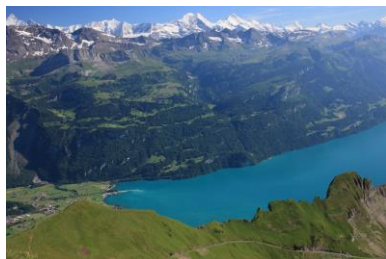
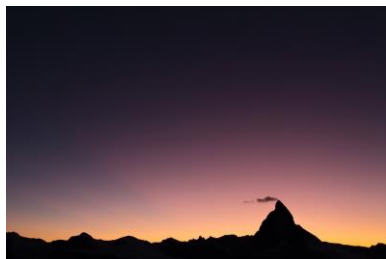
名鉄観光サービス **検索** フリーワード：写真撮影

カメラのナニワ **検索**

【ツアーのポイント】

- 山本学先生同行で、撮影地で撮影のノウハウを伝授♪より魅力的な作品に！
- 標高 3,000m のゴルナグラードの 1 軒ホテルにゆっくり連泊♪壮大なマッターホルンの朝焼けをお楽しみください！！
- スイスな可愛らしい町や村を撮影♪

【ビジネスクラス追加代金】お一人様 310,000 円



	月日 (曜日)	都市名	現地 時間	交通 機関	摘要(行程)	食事
1	6/8 (土)	関西	23:45	EK317	関西空港より、ドバイ乗り継ぎにて、チューリッヒへ	機内【泊】
2	6/9 (日)	ドバイ チューリッヒ ルツェルン	4:50 8:40 13:20	EK087 専用車	チューリッヒ到着後、ルツェルンへ。途中、旧市街など中世の街並みなどを撮影 ルツェルン：GRAND EUROPE【泊】	機内 機内 機内
3	6/10 (月)	チューリッヒ ルツェルン ミューレン		専用車 ケーブル 列車	ルツェルンよりアースゴルタウよりリギ山へ フィッツナウからルツェルン湖を撮影。その後フリエレンへ ラウターブルネンよりケーブルと列車にてのどかな可愛らしい村ミューレンへ。ミューレンから見る夕映えのアルプスをお楽しみください。 ミューレン：JUNGFRAU【泊】	朝 一 夕
4	6/11 (火)	ミューレン ゴルナグラード		専用車 列車 登山列車	ホテルより、カンデルシュテックへ カンデルシュテックにてご昼食と撮影 その後、テーシュより、ツェルマット経由にて登山列車を乗り継ぎ、ゴルナグラードへ。 ゴルナグラード駅(標高 3,089 メートル)到着後、徒歩にてゴルナグラード展望台へ。マッターホルンやゴルナー氷河などの景観をお楽しみいただけます。 ゴルナグラード：KULM HOTEL【泊】	朝 昼 夕
5	6/12 (水)	ゴルナグラード		徒歩	早朝、ホテルの前から朝焼けのマッターホルンなどの風景を撮影 ゴルナグラード周辺にてスイスの壮大な風景などを撮影 ゴルナグラード：KULM HOTEL【泊】	朝 一 夕
6	6/13 (木)	ゴルナグラード ジュネーヴ		登山列車 列車 専用車	早朝、ホテルの前から朝焼けのマッターホルンなどの風景を撮影 その後、登山列車などを乗り継いで、ジュネーヴへ ジュネーヴ：RAMADA ENCORE GENEVA【泊】	朝 昼 夕
7	6/14 (金)	ジュネーヴ ドバイ	15:15 23:45	専用車 EKO90	ホテルにて朝食後、ホテル周辺で撮影 ジュネーヴよりドバイ経由にて関西へ	朝 一 機
8	6/15 (土)	ドバイ 関西	03:00 17:15	EK316	関西空港到着後、各自解散	機

裏面のご旅行条件[要約]をご一読ください。●詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申込みください

☆行程は、現地の気象やその他の事情などにより変更する場合もございます。
☆撮影を主とするため、ホテル出発および到着が早朝、深夜となる場合がございます。
☆集合場所・時間などはご旅行の約 20 日前に『最終案内状』にてご案内いたします。

★パスポート残存期間：
出国日+残存 3 ヶ月が必要です。

お申込み・お問い合わせは

旅行企画・実施

名鉄観光サービス(株)梅田支店 関営国：19-I-02

旅行業登録第55号・一般社団法人旅行業振興会・ホテル保証員 旅行業公正取引協議会会員

〒530-0027 大阪市北区堂山町3-3

TEL 06-6311-2168 (受付時間：月～金・10～17時※土休祝は休業)

FAX 06-6311-6657

総合旅行業務取扱管理者：西村 佳彦

外務員：山上・平田



＜海外ご旅行条件(要約)＞詳しい旅行条件を説明して書面をお渡ししますので、事前にご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は名鉄観光サービス㈱(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件はパンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

●申込みの方法と契約の時期

- (1) 旅行のお申込みは所定のお申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みください。電話、郵便、FAX 等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願いします。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約が成立します。
- (2) 申込金は「旅行代金」又は「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。
- (3) 団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代表権を契約責任者が有しているとみなします。

●お申込金(お一人につき)

旅行代金	15万円未満	15万円～30万円未満	30万円以上
お申込金	20,000円以上旅行代金まで	30,000円以上旅行代金まで	50,000円以上旅行代金まで

●旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日からさかのぼって31日前にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する日まで)に全額お支払いください。

●旅行代金に含まれるもの／旅行日程に明示された以下のものが含まれます

※航空運賃及び船舶・鉄道運賃等(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限りません。以下同様とします)※バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金※宿泊代金および税・サービス料金(2名部屋におく2人様宿泊を基準とします)※食事代金および税・サービス料金※手荷物運搬料金※団体行動中の心付※添乗員が同行するコースの同行代金※その他パンフレット等で含まれる旨明示したものです。上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として、払戻しいたしません。

●旅行代金に含まれないもの／上記の他は旅行代金に含まれません。その一部を明示します。

※渡航手続経費※日本国内における自宅からの発着空港等集合・解散場所までの交通費、宿泊費※日本国内の空港施設使用料※超過手荷物料金※クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等の個人的性質の諸経費、税・サービス料※傷害・疫病に関する医療費等※日本国外の空港税・出国税・国際旅客航路料等の諸税・料金(ただし空港税等が含まれることを明示したコースは除きます。コースによっては、空港税等を出発前に日本にてお支払いいただく場合があります)※運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)

●取消料／お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料(おひとり)
イ. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで(ロから二に揚げる場合を除く)	旅行代金の10% (最高5万円とします)
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降15日目に当たる日まで ○ 旅行代金が50万円以上 ○ 旅行代金が30万円以上50万円未満 ○ 旅行代金が15万円以上30万円未満 ○ 旅行代金が10万円以上15万円未満 ○ 旅行代金が10万円未満	10万円 5万円 3万円 2万円 旅行代金の20%
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
二. 旅行開始日の前々日以降に解除すると(二に揚げる場合を除く)	旅行代金の50%
ホ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加のとき	旅行代金の100%

※「ピーク時」とは12月20日から1月1日まで、4月27日から5月6日まで、及び、7月20日から8月31日までをいいます。

●お客様に対する責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対しての通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対しての通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下の事由により損害を被った場合は原則として賠償の責任を負いません。
(イ) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(ロ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(ハ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
(ニ) 自由行動中の事故。
(ホ) 食中毒。(ヘ) 盗難。(ト) 運送期間の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

●特別補償／お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証／当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

●通信契約による旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の署名を受けること」(以下「通信契約」といいます)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(お申し込み支店・受託旅行会社により当該取り扱いできない場合があります。また取り扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
(イ) 通信契約の申し込みの際に、会員の申し込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
(ロ) 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が受託したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
(ハ) 通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。

●旅行条件・旅行代金の基準／この旅行条件は2019年3月15日を基準としています。旅行代金は2019年3月15日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則または2019年3月15日現在国土交通大臣に認可中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

●その他／当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

●最少催行人員(表面に表記)に満たないときは旅行の実施を取り止めることがあります。この場合、出発日の24日前までにご連絡し、お客様から当社がお預かりしている旅行代金全額をお返し致します。

●総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、外務員からの説明にご不明な点があれば、ご連絡なく掲載の取扱管理者にお尋ね下さい。

渡航先の衛生情報・危険情報について
(1) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: http://www.forth.go.jp/ でご確認ください。
(2) 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。
(3) より、詳しい情報をお知りになりたい方は、外務省「外務省海外安全ホームページ」: http://www.anzen.mofa.go.jp でもご確認ください。 外務省海外安全相談センターTEL03-5501-8162、海外安全情報FAXサービスFAX0570-023300

個人情報の取り扱いについて ★プライバシーマーク取得 第19000843(01)号
(1) 名鉄観光サービス株式会社(以下「当社」といいます。)&びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきますが、必要範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
(2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
(3) 上記のほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針については当社の店頭またはホームページ(http://www.mwt.co.jp)でご確認ください。 なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

燃油サーチャージのご案内
燃油サーチャージは昨今の世界的な航空燃料価格高騰に伴い、国土交通省が航空会社に対して認可した付加運賃です。旅行代金とは別に、お申し込みの販売店にてご確認の上、お支払いください。また、航空会社により増額された場合、当社は差額を申し受けます。減額となった場合は差額を払い戻します。なお、お客様が燃油サーチャージの増額を理由として旅行契約を解除する場合、当社は規定の取消料を申し受けます。